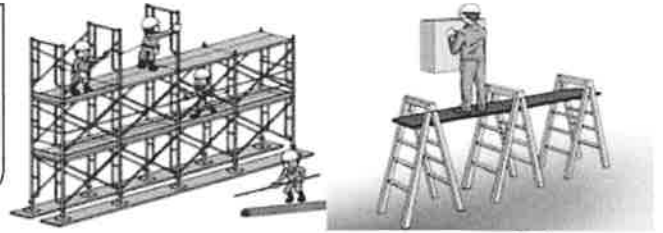


足場の組立て・解体等の業務に係る特別教育ご案内

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て解体又は変更の作業に係る業務は特別教育を修了した者でなければ従事させることが出来なくなりました。

特別教育を必要とする業務

- ◆足場の組立て解体又は変更の作業に係る業務。
(地上又は堅固な床上に於ける補助作業は除く)
- ◆脚立足場や連結作業台、ローリングタワーの組立て等の作業に就く場合も対象です。



当協会では、下記日時に特別教育を実施しますので、貴事業所の該当する従業員の方の受講をお願い致します。

1. 開催日時及び会場等

日 時	会 場	講習科目	時間
2020年 2月13日(木) 9:00～16:30	愛媛労働基準協会 四国中央支部セミナー室 四国中央市妻鳥町2608-1 TEL:0896-29-5511	1)足場及び作業方法に関する知識 2)工事用設備他、作業環境等の知識 3)労働災害の防止に関する知識 4)関係法令	3.0 0.5 1.5 1.0

2. 定 員 30名

3. 受講料他 ※2019年10月以降の講習より消費税率が変更(10%)されています。

会 員	6,380円(税込)	テキスト代815円(税込)	合計7,195円
一 般	6,820円(税込)	テキスト代815円(税込)	合計7,635円

4. 修了証等 全科目修了者に修了証を、事業主には3年間保存義務のある受講証明書を発行致します。

5. 申込期限 講習日の2か月前から開始し、定員になり次第締め切ります。

6. 納入した受講料は、欠席の場合でも返戻できません。

足場の組立等に係る業務の特別教育申込書			
受講日:2020年2月13日(木)			
※受講番号		※修了証番号	
ふりがな			
氏 名			
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日	
住所	都道府県		
事業所住所			
事業所名			
(印)			
電話番号			
申込担当者			

足場の組立等に係る業務の特別教育 受 講 票	
会場	愛媛労働基準協会四国中央支部 四国中央市妻鳥町2608-1 TEL:0896-29-5511
受講日時	2020年2月13日(木) 9:00～16:30
※受講番号	
ふりがな 氏 名	
受講確認印	☐ 足場及び作業の方法に関する知識 ☐ 工事用設備他、環境等に関する知識 ☐ 労働災害の防止に関する知識 ☐ 関係法令

この受講票は当日受付に提示し、
受講中は 机上に置いて下さい。